⑶　平成９年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、共同企業体の場合は構成員の全員が同実績を有すること。）。

ア　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（盛土又は切土量の大きい方）が30万㎥以上ある道路土工工事。

ｂ）１工事当り、橋台及び橋脚合せて22基以上の施工を有する道路の土木工事。

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者がアの同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、アの同種工事若しくはイの同種工事の施工実績を有すること。

イ　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（盛土又は切土量の大きい方）が15万㎥以上ある道路土工工事。

ｂ）１工事当り、橋台及び橋脚合せて11基以上の施工を有する道路の土木工事。

⑷　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木一式工事）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成９年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（盛土又は切土量の大きい方）が15万㎥以上ある道路土工工事。

ｂ）１工事当り、橋台及び橋脚合せて11基以上の施工を有する道路の土木工事。

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を30点とする。なお、技術評価点１位の者が２者以上の場合、技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目、優劣を判断し最も優位な１者に対して、0.5点を別に付与する。

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

①　社会要請

・地球環境に配慮した取組み

ⅰ　環境負荷物質の発生抑制

ⅱ　CO_2の削減

ⅲ　最終廃棄物となる混合建設副産物の削減

②　施工計画

・土工・橋梁下部工工事に関する留意事項（①鉄塔に近接した切土特殊のり面の施工、②県道及び河川沿いの補強土壁工の施工、③長大切土部の施工、④盛こぼし橋台の施工）

・工事中安全対策全般に関する留意事項（①県道に近接した土工工事、②重機・土運搬作業、③切土・特殊のり面工、④橋梁下部工工事）

・コンクリート構造物の品質確保に向けた取組み（①品質管理体制、②生コンクリート、③型枠・鉄筋・支保工、④打設・養生作業）

③　工事中のコスト削減

・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取組みに関する提案

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。

⑸　上記⑵２）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金から減ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　西日本高速道路株式会社関西支社　総務企画部経理課　課長代理　豊島　勝利　電話06―6344―9241

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成24年４月９日（月）から平成24年７月25日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所　上記４⑴に同じ。

③　交付方法　直接交付する。